

(浦和会場)「安全衛生推進者」養成講習の開催ご案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられております。当連合会は、この資格養成講習機関として埼玉労働局長から指定をうけ、地区労働基準協会の協力のもとに下記により実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※ 安全衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種で、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく業種で、常時使用労働者数が10人以上の事業場。社会福祉施設、飲食店、各種商品小売業・家具等小売業・燃料小売業以外の小売業。

記

- 1 日 時 2021年11月1日(月) 9:30~16:10 ~2日(火) 9:30~16:20
- 2 会 場 埼玉大通りメディカルビル2階 TEL:048-822-3466 さいたま市中央区新中里1-3-3
JR京浜東北線北浦和駅下車(西口)又はJR埼京線南与野駅下車(東口) 各徒歩約15分
- 3 定 員 40名 ※定員に達し次第、締切りとなります。
- 4 講習費用 14,630円 内訳:受講料13,200円(消費税含む)、テキスト代1,430円(消費税含む)
※納付いただいた講習費用は、お返しいたしません。
- 5 講習内容

安全管理	2時間	関係法令	2時間
作業環境管理と作業管理	2時間	危険性または有害性等の調査等	2時間
健康の保持増進	1時間	安全衛生教育	1時間
- 6 修了証 修了者には、所定の資格修了証を講習修了後に交付いたします。
但し、遅刻者、早退者等には交付いたしません。
- 7 申込方法 事前にお電話または「浦和地区労働基準協会」のホームページで申込状況をご確認のうえ、下記申込先にお申し込みください。
いずれの場合でも個人申し込みの方は本人確認のため、氏名・生年月日・住所がわかる自動車運転免許証・健康保険証等の公的書類の写しを添付願います。

- (1) 郵送申込 受講申込書、講習費用、返信用封筒(84円切手貼付、宛先明記)を同封のうえ、現金書留でご送付ください。受付後、受講票と領収書を送付いたします。

*講習費用は振込でのお支払いも可能です。

- ・振込先 埼玉りそな銀行 与野支店 普通 4404703
(一社)浦和地区労働基準協会(振込手数料はご負担願います。)
- ・振込確認後、受講票を送付いたします。

- (2) 持参申込 受講申込書、講習費用を下記協会事務所にご持参ください。(案内図は浦和地区労働基準協会ホームページでご確認ください)
来会受付:午前10時~午後4時まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は除く。)

申 込 先 (一社)浦和地区労働基準協会

〒336-0021 さいたま市南区别所1-2-8 インテルU3階

TEL:048-767-8575 FAX:048-767-8576

JR浦和駅下車(西口) 徒歩約13分

(注) 受講会場は申込場所とは異なりますので、ご注意ください。

- 8 修了証 全科目を受講した方には、修了証が交付されます。
- 9 その他 (1) テキストは講習当日にお渡しいたします。(2) 駐車場はありません。

■受講申込書は裏面にあります。お手数ですが、必ずコピーしてご使用ください。